

制定	平成25年8月16日原規総発第1308162号	原子力規制庁長官決定
改正	平成26年7月18日原規人発第1407187号	原子力規制庁長官決定
改正	平成26年10月1日原規人発第1410011号	原子力規制庁長官決定
改正	平成26年10月14日原規人発第1410141号	原子力規制庁長官決定
改正	令和元年11月8日原規人発第1911081号	原子力規制庁長官決定

平成25年8月16日

原子力規制庁長官

原子力規制庁インターンシップ実施要領の制定について

原子力規制庁は、原子力規制庁インターンシップ実施要領を別添のとおり定める。

附則

この要領は、平成25年8月16日より施行する。

附則

この要領は、平成26年7月18日より施行する。

附則

この要領は、平成26年10月1日より施行する。

附則

この要領は、平成26年10月14日より施行する。

附則

この要領は、令和元年11月8日から施行する。

原子力規制庁インターンシップ実施要領

(目的)

第1条 本要領は、原子力規制行政に関心を持つ大学、大学院、短期大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）の学生を、インターンシップ実習生（以下「実習生」という。）として受け入れる場合における実習の実施方法、実習生が従うべき服務規律その他必要な事項を定め、もって当該学生の学習意欲の喚起、職業意識の涵養及び原子力規制行政についての理解の増進を図ることを目的とする。

(実習生の資格要件)

第2条 実習生は、本邦に所在する大学等の学生であつて、日本国籍を有する者のうち、意欲、成績、人物、素行等に優れ、服務規律等を遵守することが確実であるとして大学等が推薦した者とする。

(実習生の受入れ)

第3条 原子力規制庁長官官房人事課長（以下「人事課長」という。）は、大学等から実習を希望する学生の調査票の提出があつたときは、主管課等の長との協議の上、実習生を決定して、当該大学等に通知するものとする。この場合において、実習を希望する学生への結果の通知は、当該大学等において行うものとする。

- 2 実習生の受入れに当たっては、当該実習生を派遣する大学等と原子力規制庁との間で、実習の実施に係る基本的役割等を記載した覚書を締結するものとする。
- 3 実習生は、実習の開始前に、服務規律の遵守に係る誓約書を提出しなければならない。

(実習の実施方法等)

第4条 人事課長は、実習生の受入れに当たり、当該実習生の指導及び監督並びに実習生への助言等を行う職員（以下「実習指導官」という。）を定めるものとする。

- 2 実習指導官は、実習の適正、効果的かつ計画的な実施に努めるものとする。この場合において、実習指導官は、実習内容が、機密性の高い情報を扱う内容とならないよう配意しなければならない。
- 3 実習指導官は、原子力規制行政上漏洩すると重大な影響を及ぼし得る秘匿性の高い情報に接し得る状況に実習生を置いてはならない。

(実習期間)

第5条 実習期間は、原則として半年を超えないものとし、具体的な期間及び日程については、実習の内容等を勘案の上、人事課長が決定する。

(実習時間)

第6条 実習時間は、原則として、月曜日から金曜日までの午前9時30分から午後6時15分までとする。ただし、実習指導官が必要と認める場合には、あらかじめ実習生の同意を得て、上記時間外においても実習を実施することができる。

(実習場所)

第7条 実習場所は、原則として原子力規制庁（港区六本木1-9-9）とする。

(実習に係る費用)

第8条 実習生の実習のために要する費用の一切は、実習生個人又は大学等の負担とする。

(服務)

第9条 実習生は、国家公務員の身分は保有しないものの、実習期間中は、原則として原子力規制庁職員の服務に準ずるものとし、原子力規制庁職員が遵守すべき法令及び規則等並びに実習指導官の指導及び監督等に従わなければならない。

2 実習生は、実習期間中は、公務員がその官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならないとされていることに鑑み、これに類する行為（特定の政治政党、宗教、企業及び団体の利益のための行為を含む。）を行ってはならない。

3 実習生は、実習期間中に知り得た秘密（国家公務員法第100条に定めるもの。）を、実習期間中及び実習期間終了後において、部外者（大学等を含む。）に漏らしてはならない。

4 実習生は、実習期間中に知り得たその他の情報（公開されているものを除く。）の開示については、実習指導官の指示に従わなければならない。実習期間終了後においても、同様とする。

5 実習の欠務は、正当な事由がある場合以外は認めない。実習生は、やむを得ず欠務する場合には、事前に実習指導官に申し出なければならない。

(実習結果等)

第10条 実習指導官は、実習の内容等を記載した実習計画書を作成し、主管課等の長及び人事課長に提出するものとする。これを変更しようとするときも同様と

する。

- 2 実習生は、実習期間終了後、遅滞なく、実習内容に関する報告書を作成し、実習指導官に提出しなければならない。ただし、実習期間が1ヶ月を超える場合、実習生は1ヶ月を過ぎること及び実習期間終了後に、遅滞なく、実習内容に関する報告書を作成し、実習指導官に提出しなければならない。
- 3 実習指導官は、前項の報告を踏まえ、実習結果の確認及び評価を行い、主管課等の長及び人事課長に実習結果を報告することとする。
- 4 各大学等は、人事課長に対して、実習結果の報告を求めることができるものとする。
- 5 実習生は、実習の成果を論文等により外部へ発表する場合には、事前に実習指導官の承認を得なければならない。
- 6 人事課長は、実習期間終了後、翌年度以降の当該実習の円滑な実施を図るため、実習生及び実習指導官からアンケート等の提出を求めることができるものとする。

(実習の中止)

第11条 人事課長は、実習生の実習態度に問題がある場合及びその他正当な事由による欠務が2日以上続いた場合等、実習を継続することにより原子力規制庁の業務に支障が生じ、若しくは支障が生じることが予見できる場合又は当該実習の目的を達成することが困難であると認める場合には、実習期間終了前であっても、当該実習生の受入れを中止することができる。この場合において、人事課長は、事前又は事後に、実習生の受入れの中止を当該実習生を派遣した大学等の長に通知するものとする。

(災害補償)

第12条 実習生は、実習期間中の事故等により傷害を負った場合又は原子力規制庁（その職員を含む。）若しくは第三者に損害を与えた場合等に備え、原則として、学生教育研究災害傷害保険及びインターンシップ等賠償責任保険に加入しなければならない。この場合において、これらの保険の利用等に関して必要な手続は、当該実習生を派遣する大学等が行うものとする。

(実習生の懲戒等)

第13条 実習生の懲戒、損害賠償等に関する最終的な責任は、大学等が負うものとする。

(雑則)

第14条 この実施要領に定めるもののほか、実習の実施に関し必要な事項は、人事課長が別に定めるものとする。

2 本要領は、実施状況等に応じて、逐次見直すものとする。